



県章

# 滋賀県公報

平成30年(2018年)  
8月3日  
第4471号  
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次

### ○ 告 示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定(障害福祉課) ..... 1

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出(障害福祉課) ..... 1

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課) ..... 2

河川区域の廃止による廃川敷地等(流域政策局) ..... 2

### ○ 公 告

指定管理者公募公告(文化振興課) ..... 2

林業種苗生産事業者講習会開催公告(森林保全課) ..... 3

平成30年度クリーニング師試験実施公告(生活衛生課) ..... 4

### ○ 健康福祉事務所告示

介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定(湖北) ..... 5

介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定(東近江、湖北) ... 5

介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止の届出(東近江) ... 6

## 告 示

### 滋賀県告示第320号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

平成30年8月3日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
スマイルプラス	長浜市元浜町1-1 2F	株式会社CLUB MAISON	長浜市高田町61番地	就労移行支援	平成30.8.1	2510300672
ウェルメント草津	草津市北山田町647-1	特定非営利活動法人ウェルメント	甲賀市水口町笹が丘1番地59	就労継続支援A型	平成30.8.1	2510600618

### 滋賀県告示第321号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

平成30年8月3日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
スマイルプラス長浜駅前センター	長浜市元浜町1-1	株式会社エム・ジェイホーム	長浜市八幡東町96-1	就労移行支援	2510300607	平成30.7.31

#### 滋賀県告示第322号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

平成30年8月3日

滋賀県知事 三日月 大造

#### 更生医療機関および育成医療機関

自立支援医療の種類	名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
更生医療・育成医療	みんなの薬局	甲賀市水口町新城689	薬局	松井和哉	平成30.6.1
更生医療・育成医療	調剤薬局ひかり	栗東市下鈎1628番地	薬局	伊東祥彦	平成30.7.1
更生医療・育成医療	そらな薬局	甲賀市甲南町寺庄1098	薬局	新谷雅博	平成30.7.1
更生医療・育成医療	スギ薬局近江八幡北店	近江八幡市宮内町187	薬局	並河智美	平成30.7.1

#### 滋賀県告示第323号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、滋賀県土木交通部流域政策局および滋賀県大津土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成30年8月3日

滋賀県知事 三日月 大造

- 河川の名称 淀川水系一級河川篠部川
- 廃川敷地等が生じた年月日 平成30年8月3日
- 廃川敷地等の位置 大津市瀬田五丁目字不動道16番8、16番9、字芋ヶ坂18番23、18番24、字横尾36番21、36番22、字篠部39番6、39番7、39番8、39番9、39番10
- 廃川敷地等の種類および数量 土地 4003.01㎡

## 公 告

#### 指定管理者公募公告

滋賀県希望が丘文化公園、滋賀県立希望が丘野外活動センターおよび滋賀県立青少年宿泊研修所について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募するので、次のとおり公告する。

平成30年8月3日

滋賀県知事 三日月 大造

- 指定管理者を公募する施設の概要
  - 名称 滋賀県希望が丘文化公園、滋賀県立希望が丘野外活動センター、滋賀県立青少年宿泊研修所(以下「滋賀県希望が丘文化公園等」という。)
  - 所在地
 

滋賀県希望が丘文化公園 野洲市北桜、辻町、大篠原および小堤、湖南市菩提寺ならびに蒲生郡竜王町薬師  
 滋賀県立希望が丘野外活動センター 蒲生郡竜王町薬師  
 滋賀県立青少年宿泊研修所 蒲生郡竜王町薬師

## (3) 施設の設置の目的

滋賀県希望が丘文化公園 すぐれた自然環境を保護し、活用し、県民にいいの場を提供するとともに、広く県民文化、体育の向上に資すること。

滋賀県立希望が丘野外活動センター 野外活動を通じて、青少年の心身の健全な発達を図ること。

滋賀県立青少年宿泊研修所 宿泊研修等の機会を通じて、青少年の健全な育成を図ること。

## 2 指定管理者が行う業務

- (1) スポーツ・健康づくりの推進や自然体験等を通じた社会教育に資する事業等の実施に関する業務
- (2) 施設の運営に関する業務
- (3) 施設・設備等の維持管理業務
- (4) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務

## 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成37年3月31日まで

## 4 指定の基準

- (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が滋賀県希望が丘文化公園等の効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 事業計画の内容が滋賀県希望が丘文化公園等の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。
- (5) 関係法令および条例の規定を遵守し、適正な管理ができること。

## 5 申請の手続

- (1) 受付期間および受付方法 平成30年9月5日(水)から平成30年9月28日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)に郵送または持参すること。  
なお、郵送の場合は、書留とし、平成30年9月28日(金)午後5時必着とする。

- (2) 受付場所 滋賀県県民生活部文化振興課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3341

## 6 募集要項の配布

- (1) 配布期間 平成30年8月3日(金)から平成30年9月28日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 配布場所 5(2)に示す場所(募集要項は一部を除き文化振興課ホームページからダウンロードできる。)

## 7 現地説明会 平成30年8月20日(月)に現地説明会を行う。

なお、指定申請を行う場合は、この説明会に必ず出席すること。(申込み方法等は募集要項に記載)

## 8 その他 詳細は、募集要項による。

**林業種苗生産事業者講習会開催公告**

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第11条第1項の規定に基づき、林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成30年8月3日

滋賀県知事 三日月 大 造

## 1 講習会の日時および場所

- (1) 日時 平成30年8月30日(木)午前8時40分から午後4時20分まで
- (2) 場所 林業普及センター2階会議室(野州市北桜978-95)

## 2 講習内容および講習時間

- (1) 種苗に関する法令 2時間
- (2) 苗の産地および系統に関する事項 2時間
- (3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間

なお、講習において、「講習会テキスト 林業種苗の生産・配布に必要な知識(全国山林種苗協同組合連合会平成22年4月発行)」を使用するので、各自持参すること。

## 3 講習対象者 林業種苗生産事業者の登録を受けようとする者またはその従事者

## 4 申込書配布 平成30年8月8日(水)から平成30年8月23日(木)まで、滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および各森林整備事務所(高島支所を含む。)で配布する。

※ 申込書は、県ホームページからダウンロードして使用できます。(http://www.pref.shiga.lg.jp/shinseisho/dj01b/shinrinkanri.html)

## 5 受講の申込み 受講を希望する者は、講習会の開催日の7日前までに、林業種苗生産事業者講習会申込書に必要

事項を記載して、各森林整備事務所(高島支所を含む。)に申し込むこと。

6 申込み受付時間 午前8時30分から午後5時まで

7 受講手数料 14,000円

滋賀県収入証紙を申込書に貼付することによって納付すること。なお、納付した受講手数料は、理由のいかんを問わず返還しない。

8 講習会修了証明書の交付 講習会の課程を修了した者に対して、林業種苗生産事業者講習会修了証明書を交付する。

9 連絡先 滋賀県琵琶湖環境部森林保全課 電話 077-528-3935

### 平成30年度クリーニング師試験実施公告

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第7条第1項の規定に基づき、平成30年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成30年8月3日

滋賀県知事 三日月 大造

1 試験日時および場所

日時 平成30年11月21日(水)午前10時から(試験予備日:平成30年11月22日(木))

場所 滋賀県大津合同庁舎 大津市松本一丁目2-1

2 試験科目

学 科 試 験	実 技 試 験
衛生法規に関する知識	洗たく物の処理に関する技能
公衆衛生に関する知識	
洗たく物の処理に関する知識	

3 受験資格 次のいずれかに該当する者が受験できる。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者

(2) クリーニング業法の一部を改正する法律(昭和30年法律第154号)附則第5項の規定により学校教育法第57条に規定する者とみなされる者

4 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書(県所定のもの)

イ 履歴書(県所定のもの)

ウ 受験者が3に掲げる受験資格を有することを証する書類

卒業証書等の写しにあつては、原本も持参すること。

なお、卒業証書等に記載された氏名が現氏名と異なる場合は、戸籍抄本等(出願日前6か月以内のもの)を持参すること。

エ 写真(縦6センチメートル、横4センチメートル、脱帽、正面上半身の写真で出願日前6か月以内に撮影したものとし、その裏面に氏名および撮影年月日を記入したもの)

(2) 受験手数料 7,800円(滋賀県収入証紙による。)

(3) 受験願書の提出期間 平成30年10月1日(月)から平成30年10月5日(金)までの午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に本人または代理人が直接提出すること。

なお、郵送による受験願書の受付は、行わない。

(4) 受験願書の提出先

ア 県内において居住し、または就業している者は、その住所地または就業地を所管する各健康福祉事務所(各保健所)または大津市保健所に提出すること。

イ ア以外の者は、滋賀県健康医療福祉部生活衛生課に提出すること。

(5) 受験願書等の交付 各健康福祉事務所(各保健所)、大津市保健所および滋賀県健康医療福祉部生活衛生課において交付する。また、滋賀県のホームページからダウンロードすることもできる。

5 合格発表 平成30年12月14日(金)午前9時から1か月間、県庁前掲示板、各合同庁舎(大津合同庁舎および木之本合同庁舎を除く。)の行政情報コーナー、各健康福祉事務所(各保健所)および大津市保健所に合格者の受験番号を掲示する。また、滋賀県のホームページにも合格者の受験番号を掲載する。

なお、電話による問合せには、応じない。

6 試験結果の開示 滋賀県個人情報保護条例(平成7年滋賀県条例第8号)第25条第1項の規定に基づく口頭による試験結果の開示請求は、次に定めるところにより本人に限り行うことができる。

- (1) 期間 平成30年12月14日(金)から平成31年1月11日(金)まで(土曜日、日曜日、祝日および平成30年12月29日(土)から平成31年1月3日(木)までの日を除く。)
- (2) 時間 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 場所 滋賀県健康医療福祉部生活衛生課 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁新館2階
- (4) 持参するもの クリーニング師試験受験票
- (5) 開示する内容 科目別得点および総合得点
- (6) その他
  - ア 開示請求できる試験結果は、本人のものに限る。
  - イ 電話による問合せには、応じない。

7 問合せ先

滋賀県健康医療福祉部生活衛生課 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3641

滋賀県南部健康福祉事務所(草津保健所)生活衛生係 草津市草津三丁目14-75 電話 077-562-3549

滋賀県甲賀健康福祉事務所(甲賀保健所)生活衛生係 甲賀市水口町水口6200 電話 0748-63-6149

滋賀県東近江健康福祉事務所(東近江保健所)生活衛生係 東近江市八日市緑町8-22 電話 0748-22-1266

滋賀県湖東健康福祉事務所(彦根保健所)生活衛生係 彦根市和田町41 電話 0749-21-0284

滋賀県湖北健康福祉事務所(長浜保健所)生活衛生係 長浜市平方町1152-2 電話 0749-65-6664

滋賀県高島健康福祉事務所(高島保健所)地域保健福祉・衛生係 高島市今津町今津448-45 電話 0740-22-3552

大津市保健所保健総務課 大津市浜大津四丁目1-1 明日都浜大津1階 電話 077-522-6756

### 健康福祉事務所告示

#### 滋賀県湖北健康福祉事務所告示第7号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

平成30年8月3日

滋賀県湖北健康福祉事務所長 山下 剛

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
デイプラザ ゆるりはNEXT	長浜市小堀町 118-1	株式会社パートナー ヨシイ 代表取締役 吉井大 祐	長浜市八幡東 町308-4	通所介護	平成30.8.1	2570301529

#### 滋賀県東近江健康福祉事務所告示第10号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

平成30年8月3日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 寺尾 敦 史

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
訪問看護ステーション ばれっと	東近江市八日 市金屋二丁目 2-5	株式会社ジッセン ト・シップ 代表取締役 小泉卓	東近江市八日 市金屋二丁目 2-5	訪問看護 介護予防訪 問看護	平成30.8.1	2560590123

## 滋賀県湖北健康福祉事務所告示第8号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

平成30年8月3日

滋賀県湖北健康福祉事務所長 山下 剛

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
びあ野訪問看護ステーション	長浜市田村町861番地	一般社団法人フルール 代表理事 野瀬充恵	長浜市田村町861番地	訪問看護 介護予防訪問看護	平成30.8.1	2560390201

## 滋賀県東近江健康福祉事務所告示第11号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

平成30年8月3日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 寺尾 敦 史

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
社会福祉法人日野町社会福祉協議会訪問入浴サービスひだまり	蒲生郡日野町上野田273番地2	社会福祉法人日野町社会福祉協議会 会長 平尾義明	蒲生郡日野町河原一丁目1番地	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	2571500251	平成30.9.1